石垣市新型コロナショックからの回復プラン(I) ~石垣市民の日常を取り戻す~

石垣市民の皆様にはこれまで石垣市からお願いしている新型コロナウイルス 感染症への各種対策にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

石垣市においては、4月13日に市内初の感染者が2名確認され、その後16日にも1名の感染者が確認されたことを受け、市として4月16日に独自に「石垣市緊急事態宣言」を発出し、学校休校の延長や外出自粛など市民生活への制限、それに伴う企業の休業、また飲食業の皆様へは営業自粛や業態変更など様々なご負担をお願いしてまいりました。

当初4月30日までとしていた石垣市緊急事態宣言は、国や沖縄県の緊急事態宣言と歩調を合わせる必要があること、またゴールデンウィーク中、都市部からの観光客の流入が予想されること等から、5月6日まで継続することを4月24日付けで決定いたしました。その後、4月28日に市内で4例目となる感染者が確認されましたが、この方は2例目及び3例目の方と関連する方であり、新たな感染源である可能性が低いため、検体採取を実施した4月25日から起算して2週間後となる5月9日時点での新たな感染者の発生がなければ、市内における感染者からの新たな感染拡大はないものと考えます。そのため、市立小中学校においては5月11日を始業式とし、学校再開といたします。

そして、今後は観光客及び業務での移入者等の水際対策及び経過観察、市民の島外への移動自粛及び経過観察を徹底することで、新たな感染者の早期発見とクラスター発生を抑止しながら市民生活を通常に戻す必要があると考え、その準備として「石垣市新型コロナショックからの回復プラン(I)」を策定いたしました。このプランには様々な条件が付与されますが、皆様がこれを守っていただければ、新型コロナ以前に近い市民生活を取り戻していただけるものと確信しています。

石垣市民及び市内各事業所、本市を訪れる観光客や全ての皆様、全員のご理解 とご協力の下、「石垣市民の日常を取り戻す」を合言葉に一歩ずつ前に進んで行 きましょう。

> 令和2年5月6日 石垣市長 中山 義隆

【石垣市新型コロナショックからの回復プラン(I)】

1. 市が実施する対策

- ・石垣市は新たに購入し県立八重山病院に設置した P C R 検査機器を活用し、 島内で迅速に P C R 検査が実施できる体制を整え、感染の疑いがある方の即 日検体採取・検査と、原則として当日中の結果発表を行います。
- ・新石垣空港の到着ロビーにおいて行っているサーモグラフィーによる測定で 発熱が確認された乗客に対して、ホテルでの自主的隔離や島内での移動制限 を求めます。
- ・小中学校については授業を実施しますが、当面の間対外活動を自粛し、校内 の活動のみとします。
- ・市内保育所、認定こども園、学童、子供の居場所等については、小中学校の 対応と同様とします。

2. 市民の皆様へのお願い

- ・市民生活においてはこれまで同様、密閉、密集、密接の三密の回避(例:同居 家族との飲食を除き、4~5名以上を目安とした多人数での飲食を控える等)、 手洗い、うがい、消毒、マスク着用等の感染予防策を徹底していただき、新た な感染者を出さない努力を継続して下さい。また、飲食や買い物についてはテ イクアウトやデリバリーサービスの利活用もお願いします。
- ・児童生徒を含む市民に関しては島外への移動は基本的に自粛をお願いします。 やむを得ない事情で移動した場合は、帰島後2週間の自宅待機をお願いしま す。また、島外への移動がない場合でも、仕事等で島外の方と頻繁に接触す る機会がある方は、自主的な検温の実施をお願いします。
- ・児童生徒の同居家族がやむを得ない事情で島外へ移動した場合、当該家族は、 帰島後2週間の自宅待機の上、毎日の検温を実施し、発熱、咳、嗅覚・味覚 異常等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状があった場合、同居児童 生徒は出校停止とします。
 - ※ 新型コロナウイルス感染症については現在のところ感染から概ね 12.5 日以内で発症するとされています。そのため感染の可能性のある方には 2 週間の自宅待機をお願いすることとしています。また濃厚接触の定義は、感染者が発症した日を基準にその 2 日前から発症後において、感染者と、1 メートル程度以内で 15 分以上会話した方等となっています。その定義に照らし合わせ、同居家族に感染症状が出た場合、児童生徒を即日出校停止にすることで、児童生徒からの感染拡大を防ぐことが出来る可能性が高いと考えます。

3. 事業者の皆様へのお願い

(1) 共通事項

- ・各事業所においては、従業員のマスク着用等の感染予防策のほか、密閉、密 集、密接の三密を避ける営業を行っていただき、地元客と観光客の混在を避 ける手立てを取って下さい(例:隔日で地元客、観光客の入店を制限する等)。
- ・各事業所においては、日々店内の消毒作業を徹底していただき、接触感染を 防ぐ措置を取って下さい。
- ・各事業所においては、テレワークやオンライン会議等、ICT を積極的に活用 し、接触機会の削減を図ってください。

(2) 飲食事業者

- ・食堂や居酒屋等の飲食事業者においては、従業員のマスク着用等の感染予防策や、密閉、密集、密接の三密を避ける営業などの基本的事項のほか、同居家族を除く多人数(4~5名以上目安)での入店の規制、地元客と観光客の混在を避ける対策(例:隔日で地元客、観光客の入店を制限する、地元客と観光客で店内のエリアを分ける等)、時短営業等の実施をお願いします。
- ・食堂や居酒屋等の飲食事業者においてはテイクアウトやデリバリーサービス を推奨します。

(3) 宿泊事業者

- ・観光客については、当面の間、原則として一週間以上の長期滞在の方に限り 宿泊を受け入れるようお願いします(宿泊客が新型コロナウイルス感染者だった場合、島内感染拡大阻止のための迅速な対応が可能となるため。)。
- ・宿泊施設においては、宿泊客の毎日の検温と健康状態の確認の徹底をお願いします。宿泊客に発熱、咳、嗅覚・味覚異常等の新型コロナウイルス感染が疑われる症状があった場合、当該宿泊客を自室で待機させた上で速やかに八重山保健所に連絡し、PCR検査実施の結果陰性が確認されるまでの間、確実に外出自粛いただくようお願いします。

以上の条件を守っていただいた上で、石垣市における経済活動及び市民生活を徐々に通常に戻してまいりたいと考えておりますが、本プランはあくまで段階的な回復の第1弾であり、全面的な緩和を行うものではありません。今後、仮に市内において感染経路不明の新規感染者が確認された場合などには、再び現在のような強い自粛や制限をお願いすることとなる可能性がありますので、皆様のご協力をよろしくお願いします。